

富田林市アドプト・ロード・プログラム実施要領

(目的)

第1条 富田林市アドプト・ロード・プログラムは、富田林市（以下「市」という。）が管理する道路等の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃や緑化などの美化活動を行うことを支援し、きれいな道路づくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「道路等」とは、市が管理する道路及び橋梁や歩道橋を含むものをいう。
- (2)「美化活動」とは、清掃、緑化のほかに落書き消し、簡易な塗装の塗り替え及び絵画の設置などの地域協働の活動を含むものをいう。
- (3)「参加団体」とは、市長が市アドプト・ロード・プログラムへの参加申込書を受理した団体をいう。
- (4)「美化活動区間」とは、参加団体が設定した美化活動を行う道路や橋梁等の区間をいう。

(活動内容)

第3条 参加団体は、美化活動区間において、概ね月1回以上の美化活動を行うものとする。

- 2 市は、参加団体が回収したゴミの処理を行う。
- 3 市は、清掃道具等の貸出しを行う。
- 4 参加団体及び市は、参加団体の美化活動の詳細及びその他の取決めについて協議し、協定を締結する。
- 5 市は、参加団体から依頼があった場合には、参加団体の活動中の事故等に備えた保険に加入し、その費用を負担する。

(参加申込み)

第4条 市アドプト・ロード・プログラムに参加しようとする団体は、市長に美化活動参加申込書（様式1号）を提出しなければならない。

- 2 参加申込書を提出できる者は、市管理道路において清掃、緑化等の活動を行い又は行おうとする町会、自治会、商工会等の地域住民団体、NPO法人又は企業及びその従業員の団体とする。
- 3 市長は、美化活動参加申込書の提出を受けたときは、当該団体と美化活動内容について協議を行い、支援することが適当と認められる場合は、美化活動参加申込書を受理するものとする。

(協定の締結)

第5条 参加団体及び市は、当該活動の目的、美化活動区間、参加団体、市の役割分

担、活動中の安全、協定の解除等について定めたアドプト・ロード・プログラムに関する協定を締結する。

(認定証の交付)

第6条 市長は、前条の協定を締結したときは、参加団体に対して認定証(様式2号)の交付を行う。

(名称の決定方法)

第7条 市アドプト・ロード・プログラムの名称(愛称)は、参加団体及び市が協議して定める。

2 前項の名称は、「富田林市 アドプト・ロード・〇〇」を基本とする。

(報告等)

第8条 参加団体は、美化活動中に事故等が発生した場合には、市に報告を行うものとする。

(助言と勧告)

第9条 市長は、アドプト活動認定団体の活動に対して必要な助言、勧告ができるものとする。

(協定の解除)

第10条 市長は、アドプト活動認定団体が契約の解除を申し出たとき、アドプト活動認定団体が第5条に規定する協定に抵触したとき、又はアドプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取消し、協定を解除するものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。